

静岡市と株式会社 A ホールディングスとの連携に関する協定書

第1条（目的）

静岡市（以下「甲」という。）と株式会社 A ホールディングス（以下「乙」という。）は、環境中の PFAS 除去・無害化に関する取り組みの推進及び SDG s 環境先進都市を実現する「亜臨界水総合システム」社会実装のための連携協定を締結する。

第2条（連携協力の推進）

1. 甲及び乙は、亜臨界水総合システムの技術研究および社会実装化に協力して取り組む
2. 乙は静岡市を拠点とした事業展開を行い、静岡市の SDG s 環境先進都市実現に向けて協力する
3. 乙は静岡市内に新法人を設立し、甲はそれに参画し、世界中の環境問題の解決に貢献する亜臨界水総合システムの推進を図る

第3条（守秘義務）

甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中および有効期間終了後を問わず、第三者に対して開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

第4条（知的財産の扱い）

甲及び乙は、本協定に係る技術検討の過程において生じた知的財産の取扱いに関しては、個別の案件ごとに別途協議して定めるものとする。

第5条（有効期間）

本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する3ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも別段の意思表示がない限り、同一条件で1年間更新するものとし、その後も同様とする。

第6条（その他）

本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通保有するものとする。

令和6年8月21日

甲：静岡市

静岡市長

乙：株式会社 A ホールディングス

代表取締役社長

難波 喬司

栗井 英朗